

# 上下水道料金は、コンビニでも支払えます！

上下水道料金は、平成27年4月発行分の納付書から、コンビニエンスストアでも納付できるようになりました。お近くのコンビニで休日や夜間のお支払い、県外でのお支払いが可能となり、便利になりました。また、これまでどおり県内の金融機関でのお支払いもできますので、引き続きご利用ください。なお、お支払いは納付期限内にお願いします。

## ★取扱いコンビニエンスストア★

- ファミリーマート ○ローソン ○ココストア ○セブン-イレブン ○サークルK
- ミニストップ ○ヤマザキデイリーストア ○セイコーマート ○ポプラ ○スリーエフ
- スリーエイト ○セーブオン ○サンクス ○RICマート ○ハート・イン ○デイリーヤマザキ
- 生活彩家 ○スパー（北海道） ○コミュニティ・ストア ○エブリワン ○くらしハウス
- K i o x 設置店 ○MMK 設置店 ○ヤマザキスペシャルパートナーショップ

## ★県内の金融機関★

- 琉球銀行 ○沖縄銀行 ○沖縄海邦銀行 ○沖縄県労働金庫 ○コザ信用金庫 ○沖縄県農業協同組合
- 西原町役場内指定金融機関出張所

【お問い合わせ】建設部上下水道課 業務係 ☎945-4934

# マリンタウンをキレイにしよう ちゅら島清掃活動

連日賑わいをみせているマリンタウンの清掃活動を行います。平成14年度からマリンタウン海岸線防波堤周辺や環境美化促進モデル地区の一斉清掃を実施しています。4月25日には西原マリンパーク内のきらきらビーチが海開きをしており、今後町内外から多くの方が訪れることが見込まれます。また、大型MICE施設をマリンタウン地区へ誘致する取り組みも、隣接する与那原町と連携して行っております。

たくさんの人をキレイな西原町で迎えるため、大型MICE施設誘致実現のためにも、マリンタウンあがりティータ公園及び付近の海岸・道路の清掃作業をしませんか。

- 日 時 平成27年6月6日(土) 9:00～11:00
- 集合場所 あがりティータ公園
- 活動内容 マリンタウンあがりティータ公園、付近の海岸及び道路の清掃・ごみ拾い等  
※ごみ袋及び飲み物等は、生活環境安全課で準備します。  
※雨天及び雷注意報が発令された場合、中止とさせていただきます。

【お問い合わせ】総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018

# ゴールデンウィーク期間中のごみ収集について

ゴールデンウィーク期間中のごみの収集については、次のとおりとなりますので、ご注意ください。

	4月29日(水) 昭和の日	4月30日(木)	5月1日(金)	5月2日(土)	5月3日(日) 憲法記念日	5月4日(月) みどりの日	5月5日(火) こどもの日	5月6日(水) 振替休日
もえるごみ	通常どおり	通常どおり	通常どおり			通常どおり		
もえないごみ	通常どおり			通常どおり				通常どおり
危険ごみ	通常どおり			通常どおり			休 み	通常どおり
粗大ごみ	通常どおり			通常どおり				通常どおり
資源ごみ	休 み	通常どおり	通常どおり			休 み		休 み

【お問い合わせ】総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018

# 平成27年度 軽自動車税について

平成27年5月上旬に軽自動車税の納税通知書を送付します。納期限内の納付にご協力をお願いします。

## （軽自動車税について）

- ◎軽自動車税は、毎年4月1日現在で、軽自動車等を所有または使用している方に対して年税で課税されます。
- ◎普通自動車税とは違い、月割りで課税計算や払い戻しはありません。
- ◎車検切れなどにより、実際に運行していない車両であっても、抹消の手続きを行わなければ課税されます。

## 注 意！

ナンバープレートの紛失や盗難被害にあった場合は、速やかに警察署及び西原町役場(総務部税務課)に届出を！盗難被害にあたり紛失しても、警察署及び西原町役場に届けないと…  
○抹消の手続きができず、いつまでも課税されることになります。  
○放置車両として発見された場合、盗まれた方の責任になることがあります。また人に譲った場合でも、名義変更の手続きをしなければ前所有者に課税され続けます。

## 身体障がい者等に対する減免について

身体に障がいのある方が運転する軽自動車等、または身体障がい者等の通院・通学等のために、その方と生計を同一にする方が運転する軽自動車等について、一定の要件を満たせば減免を受けることができます。ただし、減免できるのは普通自動車等をあわせて障がい者1人につき1台に限ります。

## （手続きに必要なもの）

- 減免申請書 ●平成27年度軽自動車税納税通知書 ●印鑑 ●身体障がい者手帳等の写し ●運転免許証の写し ●自動車検査証の写し（※法人の方が申請する場合は、車両構造の確認できる写真や運行日誌等の添付が必要になります）

（減免申請期限）6月1日(月)

## （身体障がい者減免の該当区分）

障害区分	障害の級別	
	本人運転の場合	生計同一者の運転の場合
視覚障害者	1級～3級及び4級の1	左に同じ
聴覚障害者	2級及び3級	左に同じ
平衡機能障害	3級	左に同じ
音声機能障害	3級(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	左に同じ
下肢不自由	1級～6級	1級、2級及び3級の1
体幹不自由	1級～3級及び5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能障害 移動機能障害	1級及び2級(－上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
心臓機能障害	1級及び3級	左に同じ
じん臓機能障害	1級及び3級	左に同じ
呼吸機能障害	1級及び3級	左に同じ
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	左に同じ
小腸の機能障害	1級及び3級	左に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級までの各級	左に同じ
肝機能障害	1級～3級	左に同じ
知的障害		A1及びA2
精神障害		1級(自立支援医療(精神通院医療に限る)受給者証の交付を受けている者)

【お問い合わせ先】総務部税務課 町県民税係 ☎945-4729

# 軽自動車税は6月1日(月)が納期限です

平成27年度 軽自動車税の納期限は、6月1日(月)です。納め忘れのないよう、よろしくをお願いします。町税の納付が遅れた場合は延滞金が加算されますのでお早めに納めてください。滞納が続きますと預金や不動産等の差押を行います。

※領収書等はまとめて控えてください。 ※納税相談も行っていますので、お気軽に窓口までお越しください。

## 【町税の納付は口座振替を利用すると便利です】

平成27年度 各町税目の納期限 ※※※重複納付にご注意ください※※※

税目	納期限	第一期	第二期	第三期	第四期
町 県 民 税	6月30日	8月31日	11月 2日	平成28年2月 1日	
固 定 資 産 税	4月30日	7月31日	12月25日	平成28年2月29日	
軽 自 動 車 税	6月 1日				

【お問い合わせ】総務部税務課 徴収収納係 ☎945-4729